



# 島根県報

平成18年 1月20日 (金)  
第 1,744 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県立身体障害者授産センター規則を廃止する規則 (障害者福祉課) 1

### 告 示

町の区域の変更及び字の区域の廃止 (市 町 村 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 4

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 4

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 ( " ) 5

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農 村 整 備 課) 5

解除予定保安林 (森 林 整 備 課) 5

保安林予定森林 ( " ) 6

海岸保全区域の指定 (漁 港 漁 場 整 備 課) 6

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用 地 対 策 課) 7

道路の区域の決定 (道 路 維 持 課) 8

道路の供用開始 ( " ) 9

### 公 告

都市計画決定の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 9

開発行為に関する工事の完了 ( " ) 9

島根県松江警察署放置車両確認事務業務委託に係る総合評価一般競争入札の実施 (警 察 本 部) 9

### 正 誤

平成17年12月 6 日付け島根県報第1,733号中 (農 畜 産 振 興 課) 11

## 公布された条例等のあらまし

島根県立身体障害者授産センター規則を廃止する規則 (規則第 2 号)

### 1 規則の概要

島根県立身体障害者授産センター規則は、廃止することとした。

### 2 施行期日

平成18年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県立身体障害者授産センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年 1 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第 2 号

島根県立身体障害者授産センター規則を廃止する規則

島根県立身体障害者授産センター規則（平成15年島根県規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大田市長から次のとおり町の区域を変更し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更及び字の区域の廃止の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営経営体育成基盤整備事業稲用地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成18年1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大田市長久町稲用に編入し、字を廃止する区域

町	字	地 番
長久町延里	五反田	長久町稲用字狭間401の9から418の1の地先までの水路である市有地の一部

（ただし、上記地番は、平成17年10月17日現在のものである。）

2 大田市長久町延里に編入し、字を廃止する区域

町	字	地 番
長久町稲用	明神	9の1の一部、10の1の一部、11の2の一部、11の1の一部
	外丁	350の一部、351の一部
	狭間	401の9の地先の水路である市有地の一部

（ただし、上記地番は、平成17年10月17日現在のものである。）

3 大田市長久町稲用において、字を廃止する区域

町	字	地 番
長久町稲用	明神	9の1の一部、10の1の一部、11の1の一部、11の2の一部、11の3、12の1、12の3、13の1、20の2、20の7、21の1、21の2、22の1から22の3まで、23の1から23の3まで、23の6、24の1から24の4まで、25の2、25の3、26の1から26の3まで、27の1から27の3まで、28、29の1、30の1、37の1、37の3、37の6、37の8、38の1、38の2、39の1、39の2、1072、1177
	外丁	348、349、350の一部、351の一部、352、353の1から353の3まで、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364の1、364の2、365、366、366の1、367の1、367の2、368の1、368の2
	内丁	310の1から310の3まで、311の1から311の3まで、312の1から312の3まで、313の1から313の3まで、314の1、314の2、315の1、315の2、316の1、316の2、317の1、318、319、320、321、322、323、324、326、327、328の1、328の2、329、330、331、332、333、334、335、336、337の1、337の2、338の1、338の2、339、340、341、342、343の1から343の3まで、344、345の1、345の2、

	345の4、345の5、346の1、346の3、346の4、347
木ノ上	299の1から299の3まで、300、301、302、303、304の1から304の4まで、305の1から305の3まで、306の1から306の3まで、307の1から307の4まで、308、309の1、309の2
狭間	369の1、369の2、370、371、372、373の1、373の2、374の1、374の2、375、376、378、379、380の1、380の2、382、383、384、392、393、399、400、401の1から401の37まで、403の1から403の5まで、404、405の1、405の2、406の1、406の2、407、408、409、410、413の6から413の14まで、414、415の1、415の2、416、417、418の1、418の2、419の1、419の2、420の1、420の2、421、422の1、422の2
高田	429の2、429の3、431の2、432の2、434の1、434の3、434の4、435の1、435の3、436、437、438、439の1から439の3まで、440の1、440の2、442、443の1、443の2、444の1、445の1、446、447の1、447の2、448の1、449の1、449の3、450、451、452の1、454の1、455の1、456、457、458、459、460の1、462の1、462の2、463の1、463の2、464の1から464の3まで、465、466の1、466の3、466の4、467の1、473の4、473の5、474の7、977の2
松ヶ下	776の1、777、778の1、779の1、779の2、781の1、781の2、782の1、782の2、783の1、783の2、784の1、784の2、785の1、785の2、786の1から786の4まで、787の1、787の2、788の1から788の3まで、789の1、789の2、790の1、790の2、791の1、791の2、792の1、792の2、793の1、793の2、794の1、794の2、795の1、795の2、796の1、796の2、797の1、797の2、798の1、798の2、799の1、799の2、800の1、800の2、801の1、801の2、802の1、802の2、803の1、803の2、804の1、804の2、805の1、805の4、806の1、806の2、806の9、806の10
琵琶ノ甲	752の2、753、754、755、756、757、758の1、758の2、759の1から759の4まで、760の1、760の2、761の1、761の2、762の1、762の2、763の1、763の2、764の1、764の2、765の1、765の2、766の1から766の4まで、767、767の1、768、769、770、771、772、773、774、774の1、775、775の1、807、807の1、808、809、809の1、810、811、811の1、812、813、814、815、815の1、816、816の1、816の2
下夕溝	742
下溝	722、723、724、725、726、727の1から727の3まで、728の1、728の2、729の1、729の2、730の1、730の2、731、732、733、734、735、737、738、739、740、741、743の1、743の2、744、745
中溝	687の1、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697の1、697の2、698の1から698の7まで、699の1から699の3まで、700、701、702、703、704、705の1、705の2、706、707、708、709の1、709の2、710の1、710の2、711の1、711の2、712の1、712の2、713の1、713の2、714、715の1、716の1、717、718、719の1、720の1、721の1、746の2、746の3、747の1から747の3まで、748の1、748の2、749の1から749の3まで、750の1、750の2、751の1、751の2、752の1
雑井手	675の1、675の5、676の1から676の3まで、677の1、677の2、678の1、679の

	2、681の1、682の1、683の1、683の3、685の1、686の1
森ノ前	840の1から840の3まで、858の1、858の4、859の1、859の2、860の1、860の2、861の1、861の3、862の1、862の2、863の1、863の2、864の3、865の1
中川原	817の1、817の2、818、818の1、819の1、819の2、820の1、820の2、821の1、821の2、822の1、822の2、823の1、823の2、824の1、824の2、825の1、825の2、826の1、826の2、827の1、827の2、828の1、828の2、829、829の1、830、831の1、831の2、832の1、832の2、833の1、833の2、834の1、834の2、835の1、835の2、836の1、836の2、837の1から837の3まで、838の1、838の2、839の1から839の4まで、925、926、927の1、927の2
渡り上り	928、929、930、931、932、933、934の1、935、936の1、936の2、937、938、939の1、939の2、939の4、940の1、940の2、941の1、941の2、943の1、945、946、948、948の1、950の1、951の1、951の3、952の1、952の3、954の1から954の3まで、956の1、956の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部

(ただし、上記地番は、平成17年10月17日現在のものである。)

島根県告示第41号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	訪問介護	株式会社コムスン 浜田中央ケアセンター	浜田市黒川町4196岡本ビル2F1号	平成17年 1月10日
昭和産業有限会社	浜田市黒川町97番地10	福祉用具貸与	弁慶しまね	浜田市黒川町97番地10	平成17年 12月24日

島根県告示第42号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 松江ファミリー農園	通所介護	らぶらぶデイサービスセンター	松江市竹矢町1834番地	平成18年 1月17日

島根県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 松江ファミリー農園	竹矢介護支援センター	松江市竹矢町1834番地	平成18年 1月17日

島根県告示第44号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
奥出雲町	八川14団地地区農道事業（棚田地域等緊急保全対策事業）	平成12年 3月23日
	三森原地区区画整理事業（棚田地域等緊急保全対策事業）	平成13年 3月22日
	奥八川地区農道事業（地域開発関連整備事業）	平成15年 3月24日
	里田地区区画整理事業（棚田地域等保全整備事業）	平成14年 9月30日

島根県告示第45号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
 邑智郡邑南町阿須那2832 - 2、2836 - 2、戸河内1475 - 2、2490 - 2、2490 - 10、2491 - 12、2491 - 13、2492 - 11から2492 - 14まで、2492 - 16、2492 - 17、2492 - 22、2495 - 5、2504 - 3、2505 - 11、2505 - 12
- 2 保安林として指定された目的  
 水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第46号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2840

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第47号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

海岸保全区域の指定（平成9年島根県告示第454号）は、廃止する。

平成18年1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

海岸の名称				指定区域	点の位置
沿岸名	漁港名	地区海岸名	地先海岸名		
島根	津田	津田	津田	A箇所 基点1から基点5までを順次結んだ線及び基点5、補助点5、補助点1、基点1を順次結んだ線により囲まれた区域	1 基点の位置 基点1 益田市遠田町260番1に設置した標杭の点 基点2 基点1から141度30分に82.0メートルの点 基点3 基点2から88度00分に232.0メートルの点 基点4 基点3から50度00分に216.5メートルの点 基点5 基点4から48度30分に138.0メートルの点 2 補助点の位置

					補助点 1 基点 1 から 4 度00 分に107.0メートル の点 補助点 5 基点 5 から302度 00分に269.5メー トルの点 1 基点の位置 基点 1 益田市津田町1409番 内 1 に設置した標杭の 点 基点 2 基点 1 から65度00分 に16.0メートルの点 基点 3 基点 2 から27度30分 に64.5メートルの点 基点 4 基点 3 から10度00分 に134.5メートルの点 2 補助点の位置 補助点 1 基点 1 から306度 30分に260.0メー トルの点 補助点 4 基点 4 から306度 30分に127.5メー トルの点
				B箇所 基点 1 から基点 4 まで を順次結んだ線及び基点 4、補助点 4、補助点 1、基点 1 を順次結んだ 線により囲まれた区域	

島根県告示第48号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

新田川親水公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市上島町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第 1号の要件への適合性について

新田川親水公園整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第 3 条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する広場」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、地方公共団体が広場を設置しようとするものであり、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、出雲市が、小学校、幼稚園、公民館、地区環境衛生組合等が一体となって環境保全活動を推進している同市上津地区の一級河川斐伊川水系新田川に近接する起業地において、野外で環境授業を行える広場を整備しようとするものである。

現在、新田川には、子どもたちが容易に水と親しむことができる環境が整っていないことから、本件事業を実施する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（建設事業部建設企画課）

島根県告示第49号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	境美保関線	松江市美保関町美保関1340番8地先から同1338番15地先まで	メートル 26.00～ 144.00	メートル 64.00	松江土木建築事務所	

## 島根県告示第50号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	境美保関線	松江市美保関町美保関1340番8地先から同1338番15地先まで	メートル 64.00	平成18年 1月20日	松江土木建築事務所	

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 都市計画の種類  
江津都市計画火葬場
- 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 1月20日

島根県知事 澄 田 信 義

- 開発区域  
江津市江津町1016番41  
面積 1,972.00平方メートル（1 - 1工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
江津市江津町1525番地  
江津市長 田中増次

次のとおり総合評価一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び167条の10の2第5項の規定により公告する。

平成18年 1月20日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

- 委託業務の内容

## (1) 入札の件名

島根県松江警察署放置車両確認事務業務委託

## (2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

## (3) 委託期間

契約日から平成19年3月31日まで

履行期間は、平成18年6月1日から平成19年3月31日までとする。

## (4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (5) その他

郵送、ファックス、電話等による入札は、認めない。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

(3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく島根県公安委員会に対する登録を受けていること。ただし、道路交通法第51条の9に基づく島根県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(7) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

(8) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。

(9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(10) 入札参加資格確認時において、駐車監視員を2名以上雇用していること。

(11) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年 1月20日から 1月30日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。

( 交付時間は土日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。 )

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年 2月20日 ( 月 ) 午後 2 時

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階大会議室

ウ 開札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額 ( 入札金額に消費税等の額を加算した額 ) の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則 ( 昭和39年島根県規則第22号 ) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内の価格をもって申込をした入札者のうち、価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって入札をした入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

正 誤

平成17年12月 6 日付け島根県報第1,733号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第1,246号の表中	出雲市	斐川町

